

8．企業防災・危機管理マニュアル策定例

目次

- 1．目的等
- 2．基本方針
- 3．組織
- 4．事前対策
- 5．緊急対応
- 6．緊急社会貢献、復旧・復興

1、目的

本マニュアルは大規模地震などの自然災害およびテロ、事件、事故など別に規定するリスクに関して、〇〇株式会社における防災・危機管理についての必要事項を定め、リスクの予防・回避および発災時の人命の安全ならびに被害の抑制・軽減、二次災害防止、早期業務再開を図るとともに、企業市民として社会的責任を果たすことを目的とする。

2－1、基本方針

目的達成のために次の方針を定める。

- (1) いつ、いかなる場合においても、人命の安全を最優先とする。
- (2) 防災・危機管理の主軸として、防災・危機管理マニュアルを制定し定期的に点検し必要に応じて見直しを図るものとする。
- (3) 発災時、社員等は安全行動をとり別に定める所定の緊急対応にあたりとともに、率先して二次災害防止対策に努めなければならない。

2 - 2、リスクの予見・発生時の行動と心得

- (1) リスクを予見または発見した場合には、直ちに上司に連絡報告しなければならない。
- (2) リスクを予見または発見した社員等は、人命第一を考え可能な範囲での予防措置、応急対応措置を行うものとする。
- (3) リスクの予見または発見の通報を受けた上司等は、直ちに災害対策本部長に報告し、災害対策本部を設置する。
- (4) 災害対策本部長は発災時、近隣被災地域への支援および迅速業務復旧・再開できるよう事前に研究を行い、計画を立てておく。

3 - 1、災害対策本部

災害対策本部長には〇〇があたり、災害対策本部長の指示のもと災害対策本部業務および防災対策班を総括する。

本部所属の各班長は、本部長の指揮に従い相互の連絡を密にし、被災・防災対策の円滑な推進を図るものとする。

各責任者が不在の場合に備え、責任・権限委譲の代行基準をあらかじめ作成しておくものとする。

3 - 2、防災対策班

各部署ごとにそれぞれ防災対策班を設置する。各班員は大規模地震などの発災時、自分の身を守り、シャットダウンなどの安全行動、被災状況点検、二次災害防止措置を実施する。班長は各班を統括し本部長の指示に基づき、所定の職務を適切に推進するとともに、適宜本部へ状況および結果を報告する。班員は班長の指示に基づき各業務を遂行する。

通報連絡班は、被災情報、安否情報、災害情報などを収集し班長を通じ本部長に報告し、本部長の指示に基づき情報を社員に伝達する。

初期消火班は、発災時被災状況を点検確認し出火を発見または報告を受けた場合、直ちに消防隊に通報するとともに、消火器、消火栓等を用い初期消火に努めるものとする。

避難誘導班は、社員等を安全な避難経路により所定の避難場所に誘導する。避難場所が危険と思われた場合はあらかじめ定められた優先順位に従って二次避難場所など安全な避難場所に誘導するものとする。

救出・救護班は、本部付近で待機し、逃げ遅れた人や要救助者などの救出救護にあたり、負傷者の応急手当を行った後、救急病院などに搬送する。

警戒班は、発災時施設および敷地内における保安設備の損傷などを点検し、その結果を班長に報告する。損傷により施設の警備がおろそかにならないように応急対応措置を実施する。

3 - 3、災害対策本部の設置

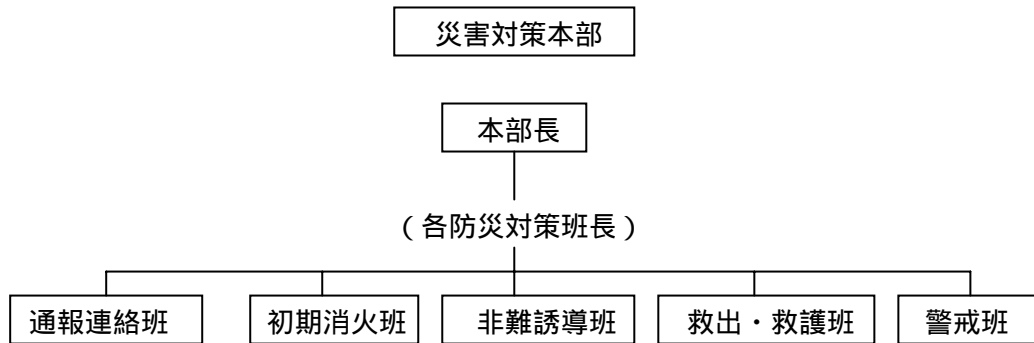
次により、〇〇社災害対策本部を設置する。

震度5弱以上の大規模地震が発生した場合

注意情報、予知情報、警戒宣言（以下「警戒宣言等」という）等が発令された場合

災害対策本部長が必要と認めたりスク発生および発生のおそれがある場合

3 - 4、災害対策本部および防災組織図



3 - 5、危機レベル

発災時、連絡手段などの混乱が想定されるので、指示命令を仰いでから行動を起こすことは困難となる。緊急体勢、警戒態勢の規模や各自の行動を明確にするために危機レベルをあらかじめ定めておくことが重要である。

4 - 1、施設・設備・システムの安全対策

災害対策本部長は大規模地震、風水害、その他のリスクに備え、施設・設備・システムの安全対策を行うとともに、チェックリストなどを作成し定期的に点検・整備しなければならない。

4 - 2、防災・危機管理訓練

災害対策本部長は毎年、総合防災訓練を行うものとする。また、必要と認めるときは、特定の部署等を指定または訓練内容を指定し、防災訓練を行うことができる。防災訓練は下記による。

- (1) 総合防災・危機管理訓練（全社員を対象とした総合的訓練）
- (2) 部署等別防災・危機管理訓練（部署・防災対策班ごとに実施する訓練）
- (3) 緊急配備訓練（危機レベル別緊急配備訓練）

4 - 3、防災・危機管理教育、意識啓発

災害対策本部長は、毎年 1 回以上社員および新任社員等への防災教育・意識啓発研修を行うものとする。

4 - 4、防災資機材の整備・点検

災害対策本部長は、毎年防災の日 9 月 1 日までに非常災害対策用資機材を整備・点検・報告させ、資機材の期限到来および不足の場合は適切に対応しなければならない。備蓄資機材の内容については別に定める。

4 - 5、災害対策本部用資機材の整備・点検

災害対策本部長は、災害対策用として次の資機材を整備し毎年防災の日 9 月 1 日までに点検し、期限到来および不足するものは適切に対応するものとする。

- (1) 災害対策本部設置・運営に必要なテントおよび什器備品
- (2) 発電機、燃料、照明器具セット
- (3) 情報収集・伝達用具
- (4) 筆記用具・情報掲出用具
- (5) 本部長が必要とする資機材

4 - 6、防災協力協定

災害対策本部長は、関係企業および発災時における応急対策、復旧・復興にかかわる関係者等と事前に防災協力協定を締結しておくものとする。

4 - 7、二次避難場所・バックアップオフィス

災害対策本部長は、発災時などにおいて施設などが使用不能事態に備え、事前に二次避難場所およびバックアップオフィスを定めておくものとする。

4 - 8、社員等住所録等の備え付け

災害対策本部長は、発災時における社員等の安否確認を迅速に処理するため、事前に社員等の住所録等（緊急連絡先、携帯番号など）を備え付けておくものとする。

4 - 9、リスク保険

災害対策本部長は、当該製造所等におけるリスクおよび発災時におけるその損失を想定し、企業ダメージを軽減するために費用対効果を勘案しつつ事前にリスク保険等に加えておくものとする。

4 - 10、社員等の家庭における防災対策

災害対策本部長は、社員等の家庭における防災意識啓発および防災対策推進奨励策を講じ、定期的にその進捗状況等を確認するものとする。

5 - 1、緊急参集

災害対策本部長は、災害の状況により社員等を招集し（以下「緊急参集」という）災害防備活動、災害応急活動、二次災害防止活動、復旧復興活動などの任務に服させるものとする。緊急参集は、緊急連絡網により行うものとする。

発災時、通信インストラクチャーなどが混乱し連絡がとりにくい場合は、危機レベル別緊急行動基準に基づいて、担当するものは自ら判断して緊急参集する。

5 - 2、緊急配備態勢

災害対策本部長は必要に応じ緊急配備態勢は緊急配備態勢表に基づき次のとおりとする。緊急配備態勢の各部署における内容および詳細は別に定める。

- （１） 緊急配備態勢（突発的に大規模災害が発生した場合など、総力または局地配備態勢）
- （２） 厳戒配備態勢（警戒宣言発令時など大規模災害発生のおそれがある場合、情報収集しつつ厳戒態勢を主体とする継続配備態勢）
- （３） 警戒配備態勢（注意情報発令など警戒が必要な場合、情報収集しつつ警戒態勢を主体とする継続配備態勢）

5 - 3、緊急参集時・防災対策活動留意事項

緊急参集時・防災対策活動については下記の点に留意して対応する。

（１）服装

災害現場で活動する班員は、二次災害に巻き込まれないように木綿の長袖などの安全な衣類、手袋、ヘルメットなどを着用する。また、社内では所定の腕章等を着用する。

（２）移動

救出救護・消火活動にあたる場合を除き、原則として、車両を使用せず移動する。

（３）優先順位

余震、現場、周囲状況の推移などに留意して各自が臨機応変に判断行動し、身体・生命の安全を優先しつつ二次災害防止に努めるものとする。

5 - 4、緊急連絡網および安否確認

災害対策本部長は、危機管理監等に指示し、個人情報保護に関する法律などに留意しつつ緊急連絡網および安否確認方法を別に定め、周知徹底を図るものとする。

5 - 5、記録・報告

災害対策本部長は、災害予見、発災時、応急対応、緊急社会貢献、復興会議、復興計画および各種報告・指示・対応事項などを記録するとともに、最終的に精査し報告させるものとする。

6 - 1、緊急社会貢献

災害対策本部長は、周辺地域等における被災者等に対する救援・支援活動を実施するため、あらかじめ緊急社会貢献に関する対応策を研究し準備しておくものとする。

6 - 2、復旧・復興

災害対策本部長は、発災時における応急対応が一段落したと判断した場合、直ちに復旧・復興会議を開催し、復旧・復興計画等を作成し、迅速に事業再開に努力するものとする。

以 上